

# 特集 平成27年国勢調査 結果概要

～ 従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果より ～



平成 27 年 10 月 1 日に実施された国勢調査について、平成 29 年 6 月 28 日に従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果が公表されました。調査結果に係る佐賀県の概要は、次のとおりです。

## 1 昼夜間人口比率

平成 27 年の佐賀県の昼間人口は 834,871 人で、前回調査の平成 22 年に比べて 16,760 人(1.97%)減少した。昼夜間人口比率(常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合)は 100.24 で、前回から 0.02 上昇した。

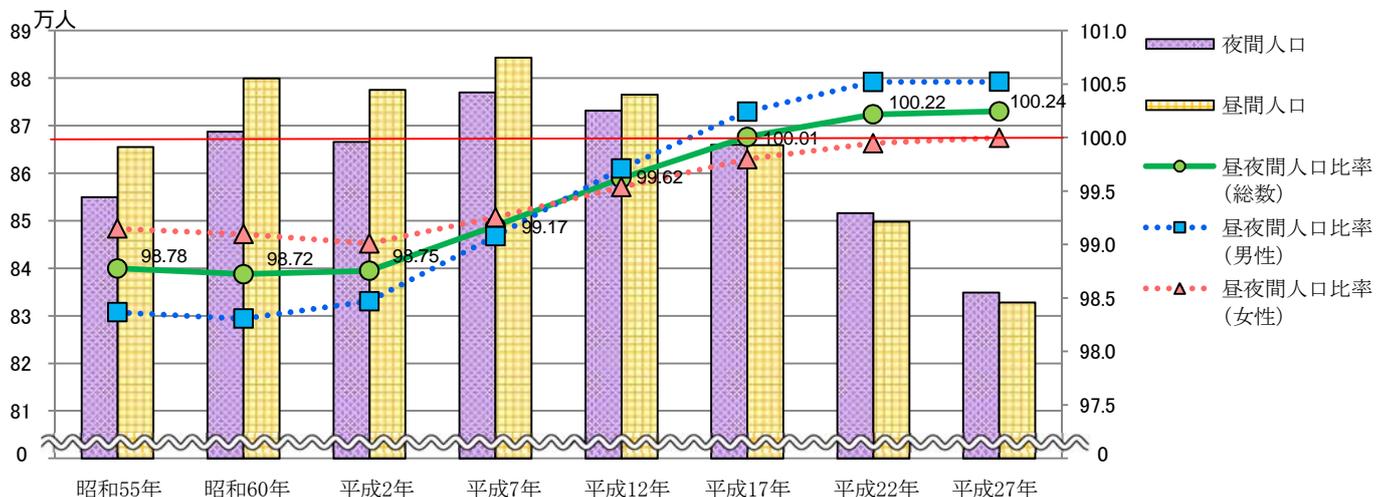
昼間人口が夜間人口より多い市町は 4 市町、昼間人口が夜間人口より少ない市町が 16 市町である。昼夜間人口比率が高いのは、玄海町(116.67)、鳥栖市(111.43)、佐賀市(107.21)、伊万里市(104.75)などとなっている。一方、昼夜間人口比率が低いのは小城市(83.20)、江北町(88.10)、太良町(90.40)などである。

表-1 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率の推移(昭和 55 年～)

	昼間人口 (従業地・通学地による人口)		夜間人口 (常住地による人口)		昼夜間人口比率		男	女	
	男	女	男	女	男	女			
昭和 55 年	854,941	404,176	450,765	865,526	410,890	454,636	98.78	98.37	99.15
60 年	868,745	410,223	458,522	879,990	417,293	462,697	98.72	98.31	99.10
平成 2 年	866,592	408,114	458,478	877,520	414,456	463,064	98.75	98.47	99.01
7 年	876,969	414,793	462,176	884,307	418,658	465,649	99.17	99.08	99.25
12 年	873,168	413,088	460,080	876,511	414,289	462,222	99.62	99.71	99.54
17 年	866,003	408,972	457,031	865,941	407,984	457,957	100.01	100.24	99.80
22 年	851,631	402,215	449,416	849,788	400,136	449,652	100.22	100.52	99.95
27 年	834,871	395,123	439,748	832,832	393,073	439,759	100.24	100.52	100.00

注) 平成 17 年以前の夜間人口・昼間人口には年齢「不詳」を含まず、平成 22 年以降の夜間人口・昼間人口には年齢「不詳」を含む。

図-1 昼夜間人口比率の推移(昭和 55 年～)



## 2 常住地による人口(夜間人口)

平成 27 年の佐賀県の常住地による人口(夜間人口)は 832,832 人で、前回調査の平成 22 年に比べ 16,956 人(2.00%)減少している。

常住地による人口(夜間人口)を従業地・通学地別にみると、「従業も通学もしていない」が 301,429 人(夜間人口(従業地・通学地「不詳」を除く。)に占める割合 37.32%)、「自宅で従業」が 58,118 人(同 7.20%)、「自宅外の自市町で従業・通学」が 299,565 人(同 37.09%)、「県内他市町で従業・通学」が 108,119 人(同 13.52%)、「他県で従業・通学」が 38,950 人(同 4.87%)となっている。

平成 22 年と比べると、「従業も通学もしていない」が 12,777 人(4.07%)の減少で、構成比は 0.3 ポイントの減少、また、「自宅で従業」が 6,716 人(10.36%)の減で、構成比は 0.56 ポイントの減少となっている。

全国と比較すると、佐賀県は「自宅で従業」の割合が高く、全国 9 位となっている。また、「他県で従業・通学」の割合も高く、全国 10 位となっている。

表-2 従業地・通学地別 常住地による人口(夜間人口)の増減

	平成 27 年		平成 22 年		対前回	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
総数(常住地による人口)	832,832	100.0	849,788	100.0	△ 16,956	△ 2.00
従業も通学もしていない	301,429	37.32	314,206	37.62	△12,777	△4.07
自市町で従業・通学	357,683	44.29	373,161	44.67	△15,478	△4.15
自宅で従業	58,118	7.20	64,834	7.76	△6,716	△10.36
自宅外の自市町で従業・通学	299,565	37.09	308,327	36.91	△8,762	△2.84
他市区町村で従業・通学	148,538	18.39	147,950	17.71	588	0.40
県内他市町で従業・通学	108,119	13.52	106,177	13.32	1,942	1.83
他県で従業・通学	38,950	4.87	34,993	4.39	3,957	11.31

注 1) 総数には労働力状態「不詳」を含む。

注 2) 総数及び「他市区町村で従業・通学」には従業地・通学地「不詳」を含む。

注 3) 構成比は従業地・通学地「不詳」を除いて算出している。なお、「県内他市町で従業・通学」と「他県で従業・通学」の構成比は、「他市区町村で従業・通学」に占める割合(従業地・通学地「不詳」を除く。)に、「他市区町村で従業・通学」の構成比を乗じて算出。

## 3 従業地・通学地による人口(昼間人口)

従業地・通学地による人口(昼間人口)を常住地別にみると、「県内他市町に常住」が 108,119 人(昼間人口に占める割合 12.95%)、「他県に常住」が 40,989 人(同 4.91%)となっている。

平成 22 年と比べると、「県内他市町に常住」が 1,942 人(1.83%)の増で、構成比は 0.48 ポイントの増であり、「他県に常住」が 4,153 人(11.27%)の増で、構成比は 0.58 ポイントの増となっている。全国と比べると、佐賀県は「他県に常住」の割合が高く、全国 4 位となっている。

表-3 常住地別 従業地・通学地による人口(昼間人口)の増減

	平成 27 年		平成 22 年		対前回	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
総数(従業地・通学地による人口)	834,871	100.0	851,631	100.0	△16,760	△1.97
従業も通学もしていない	301,429	36.10	314,206	36.89	△12,777	△4.07
自市町に常住	357,683	42.84	373,161	43.82	△15,478	△4.15
自宅に常住	58,118	6.96	64,834	7.61	△6,716	△10.36
自宅外の自市町に常住	299,565	35.88	308,327	36.20	△8,762	△2.84
他市区町村に常住	149,108	17.86	143,013	16.79	6,095	4.26
県内他市町に常住	108,119	12.95	106,177	12.47	1,942	1.83
他県に常住	40,989	4.91	36,836	4.33	4,153	11.27

注 1) 総数には労働力状態「不詳」を含む。

注 2) 従業地・通学地「不詳」で、当地に常住している人を含む

#### 4 流入・流出口

佐賀県を従業地・通学地として他県から県内へ通勤・通学する人口(流入人口)は 40,989 人となり、平成 22 年と比べると 4,153 人(11.27%)の増加となっている。一方、佐賀県を常住地として佐賀県から他県へ通勤・通学する人口(流出人口)は 38,950 人となり、平成 22 年と比べると 3,957 人(11.31%)の増加となっている。

表-4 佐賀県を従業地・通学地として他県から佐賀県に通勤・通学する人口(流入人口)の増減

	平成 27 年		平成 22 年		対前回	
	流入人口(人)	構成比(%)	流入人口(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
総数(流入人口)	40,989	100.0	36,836	100.0	4,153	11.27
うち 15 歳以上	40,604	99.06	36,553	99.23	4,051	11.08
15 歳以上就業者	37,498	91.48	33,913	92.06	3,585	10.57
15 歳以上通学者	3,106	7.58	2,640	7.17	466	17.65

表-5 佐賀県を常住地として佐賀県から他県へ通勤・通学する人口(流出人口)の増減

	平成 27 年		平成 22 年		対前回	
	流出人口(人)	構成比(%)	流出人口(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
総数(流出人口)	38,950	100.0	34,993	100.0	3,957	11.31
うち 15 歳以上	38,767	99.53	34,842	99.57	3,925	11.27
15 歳以上就業者	32,868	84.39	29,546	84.43	3,322	11.24
15 歳以上通学者	5,899	15.15	5,296	15.13	603	11.39

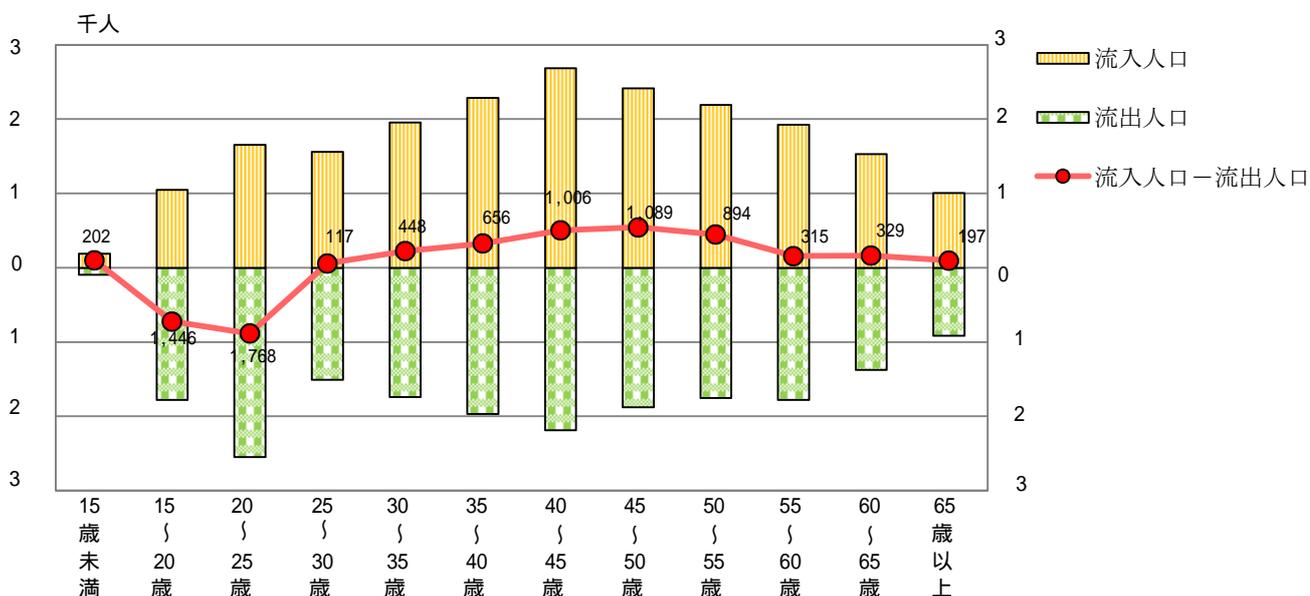
#### 5 年齢別 流入・流出口

佐賀県の流入人口を年齢(5 歳階級)にみると、40~44 歳 5,375 人(流入人口の 13.11%)と最も多く、次いで、45~49 歳の 4,834 人(同 11.79%)、35~39 歳の 4,581 人(同 11.18%)などとなっている。

また、流出人口を年齢(5 歳階級)にみると、20~24 歳 5,086 人(流出人口の 13.06%)と最も多く、次いで、40~44 歳の 4,369 人(同 11.22%)、35~39 歳の 3,925 人(同 10.08%)などとなっている。

「流入人口-流出人口」を年齢(5 歳階級)にみると、15~19 歳が△1,446 人、20~24 歳が 1,768 人と、15 歳~24 歳の年齢区分において、流入人口が流出人口を下回っている。一方、それ以外の年齢区分では、流入人口が流出人口を上回っている。

図-2 流入人口・流出人口の推移(平成2年~)



## 6 常住地別15歳以上流入人口

15歳以上の流入人口を常住地別にみると、福岡県が33,351人(流入人口の82.14%)と最も多く、次いで、長崎県の5,571人(同13.72%)、熊本県の654人(同1.61%)などとなっている。

平成22年と比べると、福岡県が2,822人(9.24%)の増加、長崎県が446人(8.70%)の増加、熊本県が211人(47.63%)の増加などとなっている。

表-6 主な常住地別 15歳以上流入人口の増減

	平成27年		平成22年		対前回	
	15歳以上 流入人口(人)	構成比(%)	15歳以上 流入人口(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
総数	40,604	100.0	36,553	100.0	4,051	11.08
福岡県	33,351	82.14	30,529	83.52	2,822	9.24
長崎県	5,571	13.72	5,125	14.02	446	8.70
熊本県	654	1.61	443	1.21	211	47.63
大分県	191	0.47	101	0.28	90	89.11
宮崎県	70	0.17	14	0.04	56	400.00
鹿児島県	86	0.21	48	0.13	38	79.17

注) 総数には上記以外の都道府県からの流入人口を含む。

## 7 従業地・通学地別15歳以上流出人口

15歳以上の流出人口を従業地・通学地別にみると、福岡県が31,145人(流出人口の80.34%)と最も多く、次いで、長崎県の5,125人(同13.29%)、熊本県の584人(同1.51%)などとなっている。

平成22年と比べると、福岡県が1,926人(6.59%)の増加、長崎県が674人(15.05%)の増加、熊本県が201人(52.48%)の増加などとなっている。

表-7 主な従業地・通学地別 15歳以上流出人口の増減

	平成27年		平成22年		対前回	
	15歳以上 流出人口(人)	構成比(%)	15歳以上 流出人口(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
総数	38,767	100.0	34,842	100.0	3,925	11.27
福岡県	31,145	80.34	29,219	83.86	1,926	6.59
長崎県	5,152	13.29	4,478	12.85	674	15.05
熊本県	584	1.51	383	1.10	201	52.48
大分県	226	0.58	120	0.34	106	88.33
宮崎県	60	0.15	36	0.10	24	66.67
鹿児島県	136	0.35	51	0.15	85	166.67

注) 総数には上記以外の都道府県への流出人口を含む。

## 8 市町別 流入・流出人口

県内の市町を従業地・通学地として他の市区町村から通勤・通学する人口（流入人口）、及び県内の市町を常住地として他の市区町村へ通勤・通学する人口（流出人口）は表－8のとおりである。

流入人口が流出人口を上回ったのは佐賀市、鳥栖市、伊万里市、玄海町の4市町であった。

また、平成22年と比較すると、流入人口が増加したのは14市町であり、流出人口が増加したのは14市町であった。

表－8 市町別 流入人口・流出人口の増減

	平成27年							平成22年			対前回増減		
	流入人口	県内	県外	流出人口	県内	県外	流入人口 - 流出人口	流入人口	流出人口	流入人口 - 流出人口	流入人口	流出人口	流入人口 - 流出人口
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
佐賀県計	149,108	108,119	40,989	147,069	108,119	38,950	2,039	143,013	141,170	1,843	6,095	5,899	196
市部計	115,566	83,435	32,131	105,649	77,296	28,353	9,917	109,731	99,965	9,766	5,835	5,684	151
郡部計	33,542	24,684	8,858	41,420	30,823	10,597	△ 7,878	33,282	41,205	△ 7,923	260	215	45
佐賀市	38,869	29,824	9,045	21,829	14,181	7,648	17,040	37,748	20,089	17,659	1,121	1,740	△ 619
唐津市	6,146	4,116	2,030	10,384	6,349	4,035	△ 4,238	5,626	9,918	△ 4,292	520	466	54
鳥栖市	24,206	8,845	15,361	15,873	5,541	10,332	8,333	22,211	14,451	7,760	1,995	1,422	573
多久市	4,286	4,198	88	5,146	4,911	235	△ 860	3,879	5,317	△ 1,438	407	△ 171	578
伊万里市	8,859	6,520	2,339	6,234	4,577	1,657	2,625	8,873	5,536	3,337	△ 14	698	△ 712
武雄市	9,283	8,624	659	10,122	9,130	992	△ 839	8,638	9,761	△ 1,123	645	361	284
鹿島市	4,963	4,767	196	6,018	5,566	452	△ 1,055	4,771	5,308	△ 537	192	710	△ 518
小城市	6,722	6,518	204	14,157	13,334	823	△ 7,435	6,496	13,634	△ 7,138	226	523	△ 297
嬉野市	4,680	3,915	765	6,055	5,382	673	△ 1,375	4,198	5,833	△ 1,635	482	222	260
神埼市	7,552	6,108	1,444	9,831	8,325	1,506	△ 2,279	7,291	10,118	△ 2,827	261	△ 287	548
神埼郡	4,903	3,818	1,085	5,035	4,084	951	△ 132	5,198	4,898	300	△ 295	137	△ 432
吉野ヶ里町	4,903	3,818	1,085	5,035	4,084	951	△ 132	5,198	4,898	300	△ 295	137	△ 432
三養基郡	13,747	7,503	6,244	17,499	10,370	7,129	△ 3,752	13,536	17,929	△ 4,393	211	△ 430	641
基山町	4,989	1,701	3,288	6,153	2,589	3,564	△ 1,164	5,063	6,442	△ 1,379	△ 74	△ 289	215
上峰町	3,024	2,174	850	3,635	2,893	742	△ 611	2,974	3,413	△ 439	50	222	△ 172
みやき町	5,734	3,628	2,106	7,711	4,888	2,823	△ 1,977	5,499	8,074	△ 2,575	235	△ 363	598
東松浦郡	2,106	1,912	194	1,122	1,074	48	984	2,348	1,101	1,247	△ 242	21	△ 263
玄海町	2,106	1,912	194	1,122	1,074	48	984	2,348	1,101	1,247	△ 242	21	△ 263
西松浦郡	3,751	2,729	1,022	4,715	3,282	1,433	△ 964	3,519	4,499	△ 980	232	216	16
有田町	3,751	2,729	1,022	4,715	3,282	1,433	△ 964	3,519	4,499	△ 980	232	216	16
杵島郡	8,077	7,937	140	11,248	10,721	527	△ 3,171	7,950	11,081	△ 3,131	127	167	△ 40
大町町	1,977	1,951	26	2,075	1,993	82	△ 98	2,105	2,165	△ 60	△ 128	△ 90	△ 38
江北町	2,189	2,132	57	3,329	3,157	172	△ 1,140	2,262	3,020	△ 758	△ 73	309	△ 382
白石町	3,911	3,854	57	5,844	5,571	273	△ 1,933	3,583	5,896	△ 2,313	328	△ 52	380
藤津郡	958	785	173	1,801	1,292	509	△ 843	731	1,697	△ 966	227	104	123
太良町	958	785	173	1,801	1,292	509	△ 843	731	1,697	△ 966	227	104	123

注) 佐賀県計、市部計、郡部計及び各郡の値は、それらを構成する市町の計である。

## 9 産業別 従業地別 15 歳以上就業者

産業(大分類)別の従業地別 15 歳以上就業者をみると、表-9のとおりである。

表-9 産業(大分類)別 従業地別 15 歳以上就業者(平成 27 年)

	総数 (常住地による 15 歳以上就業者)	自市町で 従業	自市町以外		他市区町村 で従業	県内他市町 で従業	他県で従業
			自宅で従業	自宅外の 自市町で従業			
総数	人	人	人	人	人	人	人
第1次産業	34,634	33,372	28,044	5,328	1,244	1,037	188
農業、林業	31,181	30,022	25,157	4,865	1,159	991	152
漁業	3,453	3,350	2,887	463	85	46	36
第2次産業	96,255	57,534	8,105	49,429	38,187	29,117	8,662
鉱業、採石業、砂利採取業	150	103	7	96	47	38	9
建設業	33,866	22,511	4,986	17,525	11,083	7,608	3,299
製造業	62,239	34,920	3,112	31,808	27,057	21,471	5,354
第3次産業	266,782	176,200	20,773	155,427	89,258	64,996	23,632
電気・ガス・熱供給・水道業	2,434	1,366	7	1,359	1,064	754	308
情報通信業	4,055	2,191	268	1,923	1,855	798	1,050
運輸業、郵便業	18,424	9,379	494	8,885	8,931	5,962	2,880
卸売業、小売業	59,385	40,469	6,914	33,555	18,601	12,911	5,527
金融業、保険業	8,338	4,946	314	4,632	3,363	2,376	973
不動産業、物品賃貸業	4,029	2,744	733	2,011	1,252	731	509
学術研究、専門・技術サービス業	8,614	5,399	1,391	4,008	3,194	2,051	1,129
宿泊業、飲食サービス業	21,105	16,362	2,136	14,226	4,591	3,322	1,216
生活関連サービス業、娯楽業	14,809	10,646	2,679	7,967	4,064	2,973	1,055
教育、学習支援業	19,791	11,878	985	10,893	7,847	6,455	1,367
医療、福祉	61,381	40,309	1,907	38,402	20,793	16,443	4,229
複合サービス事業	5,283	3,523	21	3,502	1,736	1,583	142
サービス業(他に分類されないもの)	21,851	14,898	2,740	12,158	6,806	4,883	1,857
公務(他に分類されるものを除く)	17,283	12,090	184	11,906	5,161	3,754	1,390
分類不能の産業	12,566	3,842	1,195	2,647	1,225	605	386

注) 総数及び「他市区町村で従業」には従業地「不詳」を含む。

産業(3 部門)ごとの 15 歳以上就業者(従業地「不詳」を除く。)に占める従業地別割合にみると、第 1 次産業では「自宅で従業」の占める割合が 81.01%と高くなっている。また、第 2 次産業、第 3 次産業では「自宅外の自市町で従業」の占める割合がそれぞれ 51.64%、58.55%と高くなっており、過半数を占めている。

## 用語の解説

### 1. 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

区分	内容
自市町で従業・通学	従業・通学先が常住している市町と同一の市町にある場合。
自宅	従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合。 なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。
自宅外	常住地と同じ市町に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合。
他市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市町以外にある場合。これは、いわゆる常住市町からの流出人口を示すものである。
県内他市町	従業・通学先が常住地と県内の他の市町にある場合。
他県	従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合。これは、常住県からの流出人口を示すものである。

注 1) 他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これはいわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

注 2) 従業地が外国の場合、便宜、同一の市町として取り扱った。

注 3) ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としている。

### 2. 流入人口・流出人口、昼間人口・夜間人口、昼夜間人口比率

#### ・流入人口と流出人口(通勤・通学者)

A市における「流出人口(通勤・通学者)」とは、A市に常住しA市以外へ通勤・通学する人口をいい、「流入人口(通勤・通学者)」とは、A市以外に常住しA市に通勤・通学する人口をいう。

#### ・昼間人口と夜間人口

「従業地・通学地による人口(昼間人口)」とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定期的な移動については考慮していない。

また、「常住地による人口(夜間人口)」とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

$$A \text{ 市の昼間人口} = A \text{ 市の夜間人口} - A \text{ 市からの流出人口} + A \text{ 市への流入人口}$$

#### ・昼夜間人口比率

「昼夜間人口比率」は次式により算出され、100 を上回っているときは昼間人口が夜間人口を上回ることを示し、100 を下回っているときは昼間人口が夜間人口を下回ることを示している。

$$A \text{ 市の昼夜間人口比率} = \frac{\text{従業地・通学地による人口(昼間人口)}}{\text{常住地による人口(夜間人口)}} \times 100$$